

# 子育て支援員研修（基本研修）

## — 科目6 —

# 児童虐待と社会的養護

## 映像教材の説明文書

### 専門研修

放課後児童  
コース

社会的養護  
コース

地域保育  
コース

地域子育て  
支援コース

### 基本研修

①子ども・子育て家庭の現状

②子ども家庭福祉

③子どもの発達

④保育の原理

⑤対人援助の価値と倫理

⑥児童虐待と社会的養護

⑦子どもの障害

⑧総合演習



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業

## ★☆☆★☆☆☆☆ 映像教材の活用方法 ★☆☆★☆☆☆☆

本映像教材は、より多くの受講者が子育て支援員研修の受講・修了が可能となることを目的として、作成されました。活用方法としては以下に示す方法や留意点があります。

### ★☆☆★☆☆ 研修実施方法別の活用法、留意点 ★☆☆★☆☆

#### ○集合研修時の活用

受講者数に応じた会場を用意し、映像教材を投影して、研修を実施することが可能です。

すべての科目について映像教材を投影し、研修を運営することも可能ですが、映像教材(講義)を続けて視聴することは受講者の集中力の維持を困難とする可能性もあるため、下記の配慮が必要です。

\*1日中あるいは半日以上講義を、映像教材の視聴だけに費やさないように配慮する。

\*講師が登壇する科目と映像教材の視聴をうまく構成する。

\*スケジュール上、講師を調整できない科目についてのみ、映像教材を使用する。

\*体調、交通障害等により予定した講師の登壇が不可能となった場合に使用する。

\*ふりかえりシートへの記入や確認テストの実施、総合演習等の機会を活用し、受講者が学んだ内容を振り返ったり、疑問や不明点について質疑応答する機会を設けるようにする。

#### ○サテライト開催での活用

サテライト開催の場合は、基本的に中央会場での講義並びに映像教材視聴をライブ配信により、映像を投影して実施します。

#### ○個人への配信での活用

①自宅や職場等へのライブ配信と、②オンデマンドで受講者が希望する場所で希望する時間帯に視聴する方法の二つがあります。

##### ①自宅や職場等へのライブ配信

サテライト開催と同様の活用方法になります。研修実施の同時刻に受講することから、web会議システムの双方向機能の活用により、本人確認、受講態度の確認が可能となります。

##### ②オンデマンドで視聴

本人確認や早送り等の不正が行われていないかどうかを確認するためのLMS(学習管理システム)を導入して実施することが必要になります。また、実施に際しては、受講者の習熟度を確認するための確認テストの実施やふりかえりシートやレポートの提出等を組み合わせて実施することが必要となります。

## ☆☆☆☆☆ 受講者の特別な事情への対応 ☆☆☆☆☆

例年、研修受講期間中に感染症に罹患したり、自然災害等による交通障害等の理由で、全科目修了することが困難な受講生が出ます。特別な事情のある受講生については、厚生労働省YouTubeチャンネル(本文書巻末参照のこと)で配信する映像を視聴したり、会場を用意して映像教材を視聴する等の対応が可能となります。

## ☆☆☆☆☆☆☆ 習熟度の確認について ☆☆☆☆☆☆☆

子育て支援員研修では、修了書を付与するための条件として、全科目の受講及びコースによっては見学実習等の実施が定められているのみで、特段、評価のために試験を実施する等の規定はありません。

しかし、受講者が講義を聞いて、終わりにするのではなく、学びへの理解を深め、定着を図るためには、講義受講に加えて、ふりかえりの時間や確認テストの実施等が有効な手立てとなります。これは対面での講義の場合も必要であり、現に実施されている地方自治体も多くあると思われますが、映像教材視聴による学習の場合は、特に必要になると考えられます。

また、受講者の習熟度を確認することは、実施する研修の質の維持向上に役立ててすることができます。

### (提案1) ふりかえりシートへの記入

ふりかえりシートには講義の感想ではなく、講義で学んだことの中で大事だと思ったことや、忘れないようにしなければならないと思ったことを思い起こし、文章にしてまとめることにより、学びの定着を図ることを目的として実施します。

各科目毎に数行～A4半ページ程度、記述できるふりかえりシートを渡しておきます。記入は、講義終了直後でも構いませんが、1日の講義終了後に学んだことをふりかえりながら、記入するようにし、提出を求めます。(提出は当日でも、後日でも可。研修の実施方法によります)

### (提案2) 確認テストの実施

確認テストは各科目について、必ず学んでほしい最低限の内容を学べているか確認し、学べていない場合は確認テストを通じて再確認していただくためのものです。特別に難しい内容にする必要はなく、また、配付資料やテキスト等を見ながら回答することも可能です。

<次ページへ つづく>

<前ページから つづき>

各科目には項目毎にまとめが置かれています。その内容等を参考に、確認テストを用意すると良いでしょう。

確認テストは各科目毎に、短い時間を設けて実施することもできますし、1日の研修の終わり、あるいは、基本研修が終わったところで、全科目からランダムにピックアップした内容について実施する方法も可能です。

オンデマンドで講義受講を可能とする場合は、視聴直後に実施することが望ましいでしょう。

また、テスト実施後に正答を渡し、どこを間違えたか、正答はなんであったかを受講者自身が確認することが大事です。

※ふりかえりシートや確認テストを作成する際には、P.8のチェックリストを活用することもできます

## ★★★☆☆☆☆ 科目の担当講師による活用例 ★★★☆☆☆☆

### ○講義組立のための参考資料として

新たに講義を担当される講師に、研修内容を理解していただくための参考としていただけます。

### ○部分的な使用（一部のチャプターを使用する）

映像教材全部を活用することも可能ですが、部分的にチャプター（項目）を利用することも可能です。

例えば、さまざまなデータや組織等の紹介場面を活用し、それ以外のチャプターについては、地域の実情に応じた講義をすることなども考えられます。

逆に、データは徐々に古くなることや制度上にもさまざまな変更があると考えられるため、変化が大きいチャプター（項目）については、各地方自治体（や研修受託団体等）の担当講師が対面で講義をしたり、あるいは、プレゼンテーションソフトなどを活用して音声を入れて差し換え用の画像を作成し、映像教材と組み合わせて活用することも可能です。

## ★★★☆☆☆☆ 質疑応答について ★★★☆☆☆☆

映像教材では、どうしても一方的な講義の進行が多くなります。その中で、受講者には理解できなかったことや疑問が生じる可能性があります。質疑応答に対応できる講師を手配することは困難がありますので、映像教材で示している参考資料を活用いただくように促すようにしてください。

※映像教材に登壇している講師への直接の連絡や、厚生労働省を通じての照会のご遠慮ください

# 本科目のシラバス

(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課研修・研究助成係より)

## <研修の構造>

特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目

## <科目名>

⑥ 児童虐待と社会的養護 (講義・60分)

## <目的>

1. 児童虐待(家庭における配偶者に対するDVを含む)とその影響(虐待を受けた子どもに見られる行動など)について理解する。
2. 虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する。
3. 子どもの権利擁護の基本的視点について理解する。
4. 社会的養護の意義と現状について概要を理解する。
5. 社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。

## <内容>

○子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解

### 1. 児童虐待と影響

児童虐待の定義や虐待が子どもに及ぼす影響について理解し、児童虐待の基本的な考え方(家庭の特質及び虐待を受けている子どもの特質)や児童虐待対応の原則について学ぶ。

- (1)児童虐待とは(児童虐待の定義、しつけと虐待の違い、種別、実態、配偶者間暴力(DV))
- (2)虐待の子どもに及ぼす影響

### 2. 虐待の発見と通告

虐待が疑われる事案を発見した際の留意点及び対応の原則を理解する。

- (1)児童虐待の発見のポイント

### (2)児童虐待の通告

### 3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

「1. 児童虐待と影響」の学びから、具体的な事例をもとに理解を深める。

- (1)虐待が疑われる子どもに見られる行動

### 4. 子どもの権利を守る関わり

虐待が不当な権利侵害であることを理解するとともに、保育等に携わる職員の虐待(被措置児虐待)など不適切な対応について理解する。

- (1)子育て支援員が不適切な関わりを行わないための注意事項

### 5. 社会的養護の現状

児童家庭福祉における社会的養護の意義について理解し、家庭での養育が困難となった児童の状況及び社会的養護の現状について理解する。

- (1)社会的養護の理念

### (2)社会的養護の実態

- (3)施設養護と家庭的養護

## <研修に当たったの考え方>

児童虐待が子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える子どもに対する最も重大な権利侵害であることを理解し、児童虐待の定義や及ぼす影響、発見時の通告等の対応方法・留意点について学ぶ。また、一人一人の子どもの人権を守る支援のあり方についても学ぶ。また、「社会的養護の現状」においては、様々な事情により家庭での養育が困難な子どもを公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に大きな困難を抱える子育て家庭を支援する社会的養護の基礎的な事項について学ぶものとする。

## 講師

高橋 幸成  
児童養護施設 福音寮 副園長

## 本教材のもくじ

※DVDのチャプターと対応しております

1. 児童虐待と影響
  2. 虐待の発見と通告
  3. 虐待を受けた子どもに見られる行動
  4. 子どもの権利を守る関わり
  5. 社会的養護の現状
- まとめ

## 本教材の内容

○=シラバスで示されている内容

### 1. 児童虐待と影響 収録時間:約21分

○児童虐待の定義や虐待が子どもに及ぼす影響について理解し、児童虐待の基本的な考え方(家庭の特質及び虐待を受けている子どもの特質)や児童虐待対応の原則について学ぶ。

- ・児童虐待とは
- ・児童虐待の4つの類型とその定義
- ・「しつけ」と「虐待」について
- ・虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点
- ・虐待相談対応件数
- ・虐待が子どもにもたらす影響

## 2. 虐待の発見と通告 収録時間:約10分

○虐待が疑われる事案を発見した際の留意点及び対応の原則を理解する。

- ・虐待の判断に当たっての留意点
- ・児童虐待の発見のポイント
- ・児童虐待の通告
- ・子どもが所属している現場から通告するに当たって

## 3. 虐待を受けた子どもに見られる行動 収録時間:約10分

○「1. 児童虐待と影響」の学びから、具体的な事例をもとに理解を深める。

- ・子どもの虐待評価チェックリスト
- ・保育所における援助事例(架空事例)
- ・虐待の早期発見の視点

## 4. 子どもの権利を守る関わり 収録時間:約6分

○虐待が不当な権利侵害であることを理解するとともに、保育等に携わる職員の虐待(被措置児虐待)など不適切な対応について理解する。

- ・児童福祉法
- ・児童虐待の防止等に関する法律
- ・要保護児童対策地域協議会

## 5. 社会的養護の現状 収録時間:約8分

○児童家庭福祉における社会的養護の意義について理解し、家庭での養育が困難となった児童の状況及び社会的養護の現状について理解する。

- ・社会的養護とは
- ・社会的養護を担う里親と施設の概要

## まとめ 収録時間:約2分

## チェックリスト

※習熟度確認のためのテスト作成等に活用できます

1. 児童虐待の4類型について理解している
2. 児童虐待が子どもに与える影響について理解している
3. 児童虐待の早期発見の重要性について理解し、通告の方法を知っている
4. 「社会的養護」の役割を理解している

### <教材使用時の留意事項>

この教材で示しているデータは、可能な限り、作成時における最新情報を使用しています。

今後、受講生には適宜、最新データに基づく情報を提供することが必要になります。提供の方法としては、講義の中で使用されているデータの掲載場所(例、厚生労働省ホームページの場所)や、調査名等について参考資料等で示すことが考えられます。最新情報として、受講者に配布したり、部分的に地域の担当講師が対面講義を行ったり、差し換え用の画像(プレゼンテーションソフト等を活用)を用意して組み合わせて活用することも可能と考えています。

参考サイト：政府統計の総合窓口 e-Stat

<https://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 放課後児童健全育成事業

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo.kosodate/kosodate/>

### <厚生労働省YouTubeチャンネル>

子育て支援員研修・映像教材

[https://www.mhlw.go.jp/stf/v\\_kosodate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/v_kosodate.html)

★本映像教材は、厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究」(実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の成果を活用して、作成しました。

### 監修委員(五十音順) ○は本科目担当者

植木 信一	新潟県立大学 教授
○上村 康子	大阪教育福祉専門学校 特別任用非常勤講師
○尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
○高橋 貴志	白百合女子大学 教授
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
水野かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事



ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年3月発行

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課